

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2024・9・10

責任転嫁行為を禁止 ◀中小企業庁▶ 「知財取引ガイドライン」を改正へ

中小企業庁は、大企業が知的財産権上の責任を、中小企業に一方的に転嫁する行為（責任転嫁行為）を防止するため、「知的財産取引に関するガイドライン」を改正する。

中小企業庁では、「知的財産取引に関するガイドライン」を策定するとともに、知財Gメンによるヒアリング調査を実施しているが、このほど、知財Gメンによる調査の中で、発注者への納品物について、第三者との間に知財権上の紛争が発生した場合に、発注者が例外なく受注側の中小企業にその責任を転嫁できる可能性のある契約が締結されている事実を確認した。

中小企業庁は、対象となる発注者に対し、契約条項の見直し等を要請したうえで、他の事業者間においても類似の契約が発生し得ることを踏まえ、現行のガイドライン及び契約書ひな形を改正する。

中小企業庁は、第三者の知財を侵害した場合、発注者から中小企業への「指示」は、口頭での指示や情報提供のような正式な書面によらない形式でも、発注側の責任を問えるよう、ガイドラインを改正する方針。

日本製紙クレシアの請求棄却 ▶東京地裁▶ 長さ3倍のトイレ紙、特許侵害を認めず

従来品より3倍長いトイレ紙の特許権を侵害されたとして、日本製紙クレシアが大王製紙に製品の製造差し止めや損害賠償などを求めた訴訟で、東京地裁は、特許侵害を否定し、請求を棄却する判決を言い渡した。

大手製紙メーカーの子会社、日本製紙クレシアは、1ロールが従来よりも3倍長いトイレ

紙レットペーパー「スコッティ」を販売しているが、大王製紙が発売している「エリエールイーナ トイレ紙ティッシュ 3・2倍巻 ダブル」が自社の特許3件を侵害したとして、商品の製造・販売の差し止めと廃棄、3300万円の損害賠償を求める訴訟を起こした。

クレシアは、トイレ紙ペーパーのふんわり感を損なわないために紙表面に施す凹凸（おうとつ）の性状や包装などに関する特許が侵害されたと主張。大王製紙は特許を侵害していないと反論していた。

判決は、大王製紙の製品の凹凸の深さが、特許が定める数値の範囲にあるとは認められないことなどから、特許技術の範囲には含まれないと判断。特許侵害にはあたらないとして、請求を棄却した。

日本製紙クレシアは控訴する意向。

両社の強み活かす ▶東宝とバンダイナムコ▶ 新キャラクターなど共同開発

東宝は、バンダイナムコホールディングス（HD）と資本業務提携したと発表した。両社で新たなキャラクターやコンテンツといった知的財産（IP）を共同開発し、国内外で展開する方針だ。

東宝は映画「ゴジラ」をはじめとした世界的なIPを保有し、映像作品の制作に強みがある。一方、バンダイナムコHDは玩具やゲームなどを通じ、フィギュアやゲームなど、IPを活用した商品やサービスの展開を得意とし、国内外に販売拠点を持っている。

両社は互いの強みを生かし、既存のキャラクターから派生した商品展開ではなく、オリジナルのIPを共同開発する方針だ。

東宝はバンダイナムコHDの発行済み株式総数の0.13%にあたる83万株、バンダイナムコHDも東宝の同0.25%にあたる46万株をそれぞれ取得した。

解説

進歩性の判断(相違点についての容易想到性の論理付け)
令和5年(行ケ)第10084号(第1事件)、
同第10089号(第2事件) 審決取消請求事件
令和6年7月17日判決言渡

第1 事案の概要

被告は、発明の名称を「電動式衝撃締め付け工具」とする特許第4362657号(本件特許)の特許権者である。

原告らは、本件特許につき特許無効審判(本件無効審判)を請求し、特許庁は、これを無効2021-800019号事件として審理した。審理の過程で被告が本件特許の特許請求の範囲及び明細書の記載を訂正することを求め(本件訂正)、特許庁は「特許第4362657号の明細書及び特許請求の範囲を訂正請求書に添付された訂正明細書及び特許請求の範囲のとおり、訂正後の請求項[1~6]について訂正することを認める。本件審判の請求は成り立たない。」との審決(本件審決)を下した。

本件無効審判の請求人の一方である第1事件原告は、令和5年7月26日、本件無効審判の請求人の他方である第2事件原告は、同年8月8日、本件審決の取消しを求めてそれぞれ訴えを提起し、同年10月30日、第2事件は第1事件に併合された。

判決は、原告らが主張した取消事由4(無効理由4の判断の誤り[甲2を主引例とする本件各訂正発明の進歩性欠如])を認め、特許無効審判請求を不成立とした本件審決を取消した。

ここでは、訂正後の請求項1に係る発明(本件訂正発明1)の進歩性判断に関する部分のみを紹介する。

第2 判決

- 1 特許庁が無効2021-800019号事件について令和5年6月21日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

第3 理由

本件訂正発明1は以下の通りである。下線を引いたところが訂正部分。

【請求項1】

電動モータの出力部の回転を、作動油によりトルクを発生する油圧パルス発生部である衝撃発生部に伝達し、前記衝撃発生部において発生する衝撃力によりメインシャフトに強力なトルクを発生させる電動式衝撃締め付け工具において、電動モータは、磁極部を持つステータと、前記ステータの外周側に隙間を設けて貼設された磁石と、前記磁石を内周面に保持する筒缶部を有するロータとを備えるアウトロータ型電動モータであることを特徴とする電動式衝撃締め付け工具。

<本件訂正発明1と甲2発明との一致点、相違点>

本件訂正発明1と甲2発明(特開平8-267368号)を比較すると、本件審決が認定したとおり、本件訂正発明1と甲2発明は、「電動モータの出力部の回転を、作動油によりトルクを発生する油圧パルス発生部である衝撃発生部に伝達し、前記衝撃発生部において発生する衝撃力によりメインシャフトに強力なトルクを発生させる電動式衝撃締め付け工具」である点で一致する。

また、本件訂正発明1と甲2発明は、以下の点で相違するものと認められる。

(相違点Ⅰ)

電動モータに関し、本件訂正発明1は、「磁極部を持つステータと、磁石を内周面に保持する筒缶部を有するロータとを備える、アウトロータ型」であるのに対し、甲2発明は「ステータと、前記ステータの内周側にロータとを備える、インナロータ型」であって、アウトロータ型ではない点

(相違点Ⅱ)

磁石の保持の態様に関し、本件訂正発明1は、磁石が「前記ステータの外周側に隙間を設けて貼設され」ているのに対し、甲2発明は、磁石を保持する態様が明示されていない点

相違点Ⅰの容易想到性について

甲1文献には、本件審決が認定したとおり「それぞれの歯にコイルを配置するステータと、前記ステータの外周側に隙間を設けて配置された焼結希土類磁石と、前記焼結希土類磁石を内

周面に保持する筒状のロータとを備え、パワーハンドツールに应用されるアウトロータ型電動モータ」という発明(甲1発明)が記載されているものと認められる。

甲1文献:B. C. Mcrow, A. G. Jack, D. J. Atkinson, P. G. Dickinson and S. Swaddle, "High torque machines for power hand tool applications," 2002 International Conference on Power Electronics, Machines and Drives (Conf. Publ. No.487), SanteFe,NM,USA, 2002, pp. 644-649, doi:10.1049/cp.20020192.

甲18~甲20文献、甲24文献、甲66文献などによれば、手持ち式の電動締め付け工具(インパクト・レンチ等)では、仕様においてトルクが重要な要素であり、トルクを高めることが重要であることが技術常識となっていたことが認められる。

甲2発明は「電動式衝撃締め付け工具」(電動手工具の一種)に係るものであり、甲1発明は「パワーハンドツール」(電動手工具)に应用される「電動モータ」に係るものであるから、両者の技術分野は関連する。

また、本件優先日(平成17年9月7日)当時、甲2発明が属する「電動式衝撃締め付け工具」の技術分野においては、その性能においてトルクが重要な要素であり、トルクを高めることが周知、自明の課題であったと認められる(甲2発明の段落【0013】、甲24)。

さらに、本件優先日当時、甲1発明のようなアウトロータ型モータは、インナロータ型モータよりも高トルク化が容易であることは周知であったと認められる(甲18から20まで)。

したがって、甲2発明には、トルクを高めるといふ周知の課題を解決するため、甲1発明を適用する動機付けがあるから、甲2発明に、甲1発明のアウトロータ型電動モータを適用し、相違点Ⅰの構成とすることは当業者にとって容易想到であったといふべきである。

相違点Ⅱの容易想到性について

甲5文献においては、磁石を保持する態様として、アウトロータ型電動モータでは、ステータの外周側(ロータの内周側)に複数の磁石が相互に隙間を空けて配置されることが記載されている。また、甲8、9文献においては(甲70、71文献にも同様の記載があることから、当時の技術常識と認められる)、接着剤固定法では、通常、エポキシ系やアクリル系などの接着剤で固定する方法により貼設されることが、それぞれ記載されている。

以上を踏まえ、相違点Ⅱについて検討すると、アウトロータ型電動モータにおいて、磁石を保持するために、複数の磁石をステータの外周側(ロータの内周側)に沿って配置し、接着剤固定法等により「貼設」することは、周知技術であると認められる(甲5、8、9)。

したがって、上記周知技術を適用して、相違点Ⅱの構成とすることは当業者にとって容易想到であったといふべきである。

小括

以上のとおり、本件訂正発明1は、甲1発明と甲2発明、及び周知技術に基づいて当業者が容易になし得るものである。したがって、これを否定した本件審決には、無効理由4[甲2を主引例とする本件各訂正発明の進歩性欠如]に係る判断に誤りがある。

第4 考察

本件審決では、本件判決で指摘された本件訂正発明1と甲2発明との間の相違点Ⅰに関して「甲2発明は、電動式衝撃締め付け工具に関するものではあるが、電動モータがインナロータ型であり、これをアウトロータ型とする記載も示唆もない。他方、甲1発明は、アウトロータ型モータ自体の発明であって、パワーハンドツールへの応用が記載されているものの、その下位概念である電動式衝撃締め付け工具への適用までは示唆されていない。したがって、甲2発明及び甲1発明のいずれにも、電動式衝撃締め付け工具の電動モータについて、インナーロータ型をアウトロータ型に置き換える、すなわちステータとロータの内外関係を逆にすることについての記載も示唆もなく、置き換えの動機はないから、甲2発明に甲1発明を適用して、本件訂正発明1に想到することが容易とはいえない。」としていた。

同一内容の相違点について「想到容易でない」として進歩性の存在を認めた特許庁審決が、「容易想到である」として取り消されたものである。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。以上

中小企業の特許出願件数 1.4%増、4万件超える

■特許行政年次報告書2024年版■

特許庁は、知的財産をめぐる国内外の動向などを取りまとめた「特許行政年次報告書2024年版」を公表した。

報告書によると、日本国特許庁への特許出願件数は、2020年以降、横ばい傾向だったが、2023年は前年比3.6%増の300,133件となった。意匠登録出願件数は31,747件、商標登録出願件数は164,061件だった。

日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願(PCT国際出願)の件数は、2023年は47,372件となり、依然として高い水準

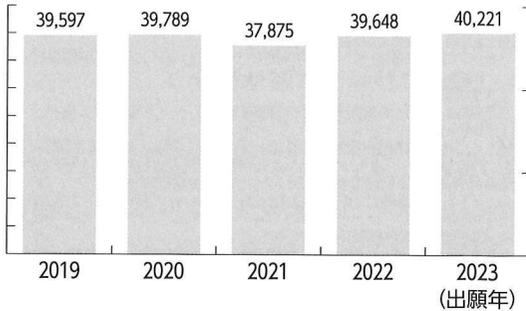
を維持している。

また、国内中小企業の特許出願件数をみると、2023年は前年比約1.4%増の40,221件となり、09年の統計以降、初めて年間4万件を超えた。これは、特許などの知的財産を経営戦略上の重要な経営資源として位置づけ、積極的に活用している中小企業が増えている状況を示すものといえる。

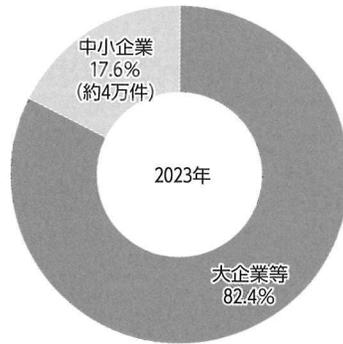
一方、全体の特許出願件数のうち、大企業と中小企業の割合は、大企業が82.4%、中小企業が17.6%となっている。

中小企業庁発行の「中小企業白書2024」によると、2021年の日本の全企業数約338万社における大企業と中小企業の割合は、99.7%は中小企業で、大企業はわずかに0.3%。企業数0.3%の大企業が、8割以上の特許を出願しているのが現状だ。

●中小企業の特許出願件数の推移●



●特許出願件数に占める中小企業の割合●



内国人による特許出願件数 約22.9万件

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

知的財産活動に取り組む 中小企業の事例集を公開

■特許庁■

特許庁は、知財活動に取り組む中小企業を紹介する「知財活動事例集～中小企業の舞台

裏～」を公開した。

事例集では、知財活動を「知財創出の仕組み」「見える化」「権利化」「侵害対策」「海外展開」など14種類に分類し、それぞれの事例を紹介している。

業種や活動内容など多様な全国14社の中小企業について、その背景や考え方を紹介。また、特許や商標の権利化だけでなく、見逃しがちな

自社の強みを発見・整理し、それを最適な手段で守り、事業活動に活用していく視点でも、まとめられている。

・「知財活動事例集～中小企業の舞台裏～」

https://www.jpo.go.jp/support/example/kigyou_jirei2024.html

●14種の知的財産活動●

知財に関わる活動内容	具体的な活動内容
知財創出の仕組み構築・運用	① 創出の仕組み ② 見える化社内共有/理解
企画・開発	③ 市場/他社分析 ④ 考案・開発・改良
知財保護の処置	⑤ 情報管理 ⑥ 権利化
知財紛争の予防・対応	⑦ 侵害対策 ⑧ リスク対策(クリアランス)
販売促進	⑨ 対外PR ⑩ ブランディング・価格設定 ⑪ ルールメイキング・標準化
協業・連携	⑫ ライセンス ⑬ アライアンス
海外展開	⑭ 海外展開

審 決 紹 介

本願商標「BLUENOTEstove」は、商標法第4条第1項第11号に該当しない、と判断された事例（不服2023-640、令和6年6月24日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和3年12月29日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。
令和4年3月14日付け：拒絶理由通知書
令和4年5月9日：意見書及び手続補正書の提出
令和4年10月3日付け：拒絶査定
令和5年1月13日：審判請求書の提出

別掲1 引用商標



2 本願商標

本願商標は、「BLUENOTEstove」の文字を表してなり、第11類に属する願書に記載のとおりの商品を指定商品として、登録出願されたものである。
その後、本願の指定商品は、原審における前記1の手続補正書により第11類「アウトドア用のアルコールストーブ」に補正されたものである。

3 原査定拒絶の理由(要旨)

原査定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして、本願の拒絶の理由に引用した登録第190076号商標（以下「引用商標」という。）、別掲1のとおり構成からなり、平成19年4月1日に登録出願、第35類に属する商標登録原簿記載のとおり役務を指定役務として、同年12月19日に設定登録され、その後、商標登録の取消審判により、指定役務の一部について取り消すべき旨の審決がされ、同年6月11日にその確定審決の登録がされた結果、その指定役務は別掲2（※記載省略）のとおり役務となり、現に有効に存続しているものである。

4 当審の判断

(1) 本願指定商品と引用商標の指定役務との類否について
原査定は、本願商標と引用商標は類似する商標であり、かつ、本願商標に係る補正後の指定商品「アウトドア用のアルコールストーブ」(以下「本願指定商品」という。)と、引用商標に係る指定役務中の「台所用品・清掃用具及び洗濯用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する利益の提供」(以下「台所用品等の小売等役務」という。)の取り扱いに係る商標中の「加熱器」とは用途が共通することに加え、本願指定商品の販売と台所用品等の小売等役務の提供が同一業者によって行われ、かつその提供場所、及び取り扱、需要者が共通することから、本願指定商品と台所用品等の小売等役務が類似するものである旨認定、判断して本願を拒絶したものである。
ア 本願指定商品と、引用商標の指定役務中、台所用品等の小売等役務の類否について
ここで、まず、本願指定商品と台所用品等の小売等役務の類否について検討する。

(ア) 本願指定商品について
本願指定商品は、請求人の主張及び職権調査によると、アルコールを燃料とした小型のストーブ(コンロ)であって、キャンプ、登山等の際、主に野外で使用される携帯用炊事用具の一であるところ、当該商品は一般的に、アウトドア用品製造業者により製造され、アウトドア用品専門店、又は、デパート・百貨店・ホームセンター等のアウトドア用品売り場で販売されているものである。また、その主な需要者はキャンプや登山などに出かけるアウトドア愛好家である。

(イ) 加熱器について
原査定において用途が共通すると認定、判断された「加熱器」は台所用品等の小売等役務の取り扱いに係る商品であることから、家庭用加熱器(電気式のものを除く。)(以下「家庭用加熱器」という。)であると認められるところ、家庭用加熱器は、台所で炊事に用いる器具であって、主に、ガス機器製造業者により製造され、ガス機器販売会社、又は、デパート・百貨店・ホームセンター等の調理器具売り場で販売されているものである。また、その需要者は主に一般消費者である。

(ウ) 本願指定商品と家庭用加熱器の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する利益の提供(以下「家庭用加熱器の小売等役務」という。)との類否について
本願指定商品と家庭用加熱器は、いずれも炊事に用いられる点において、用途が一致する場合があるとしても、使用される場所が屋外と台所と大きく異なる。
また、本願指定商品の製造、販売と家庭用加熱器の小売等役務の提供は、同一事業者によって行われていることが一般的とはいえないものであり、主な需要者の範囲も一致するとはいえない。

して見れば、本願指定商品と家庭用加熱器の小売等役務とは非類似の商品及び役務といえるべきである。

(エ) 本願指定商品と家庭用加熱器を除く台所用品等の小売等役務との類否について
家庭用加熱器を除く台所用品等は、「ガス湯沸かし器、食器棚、なべ棚、清掃用具及び洗濯用具」等であるところ、本願指定商品とこれらの商品(家庭用加熱器を除く台所用品等)とはその用途が一致するものとはいえないことに加え、本願指定商品と家庭用加熱器を除く台所用品等の小売等役務とは、商品の製造、販売と家庭用加熱器の小売等役務の提供が同一業者によって行われていることが一般的とはいえないものであり、需要者の範囲も一致するものとはいえない。
したがって、本願指定商品と家庭用加熱器を除く台所用品等の小売等役務も非類似の商品及び役

務といえる。

イ 本願指定商品と台所用品の小売等役務を除く引用商標の指定役務との類否について
本願指定商品と、引用商標の指定役務中、台所用品等の小売等役務以外の役務の類否を検討するに、本願指定商品と、引用商標の指定役務中、台所用品等の小売等役務以外の役務とは、明らかに類似しない商品及び役務である
ウ 小括
したがって、本願指定商品と引用商標の指定役務は、類似しない。

(2) まとめ

以上のとおり、本願指定商品は、引用商標の指定役務と類似しないから、本願商標と引用商標の類否を検討するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。
その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

本願商標「悠」は、商標法第4条第1項第11号に該当しない、と判断された事例（不服2023-011441、令和6年6月18日審決）

第1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、「悠」の文字を標準文字で表してなり、第18類「つえ、ステッキ、つえ金具、つえの柄」を指定商品として、令和4年8月19日に登録出願されたものである。
本願は、令和5年2月9日付けで拒絶理由の通知がされ、同年3月10日付けで意見書が提出されたが、同年4月14日付けで拒絶査定がされ、これに対し、同年7月7日に拒絶査定不服審判の請求がなされたものである。

第2 引用商標

原査定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして、本願の拒絶の理由に引用した登録第6482117号商標（以下「引用商標」という。）は、「ゆう」の文字を標準文字で表してなり、令和3年3月31日に登録出願、第35類に属する商標登録原簿記載のとおり役務を指定役務として、同年12月7日に設定登録され、現に有効に存続しているものである。

第3 原査定拒絶の理由の要旨

原査定は、本願商標と引用商標とは、需要者の印象、記憶、連想などを総合して考察すると、外観上の文字の種類も需要者の印象に強く残るものではなく、称呼が共通であり、観念上も一致する場合があることからすれば、出所の混同を生ずるおそれのある類似の商標であり、また、本願の指定商品は、引用商標の指定役務と類似するものであるから、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当する旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

第4 当審の判断

1 本願商標

本願商標は、「悠」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字に相応して「ハルカ」又は「ユウ」の称呼が生じるものである。
また、「悠」の漢字は、「おおい。はるか。ゆとりがある。」(株式会社岩波書店発行「広辞苑第7版付録」)の意味を有する語である。
したがって、本願商標は、「悠」の文字に相応して「ハルカ」又は「ユウ」の称呼が生じ、「おおい。はるか。ゆとりがある。」の観念が生じるものである。

2 引用商標

引用商標は、「ゆう」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字に相応して「ユウ」の称呼を生じる。
そして、「ゆう」の称呼に対応する漢字には、「夕」、「友」、「有」、「勇」、「郵」、「遊」、「雄」、「悠」、「悠」等があり、「ゆう」の文字がいずれの漢字に対応するものであるか特定できないことから、引用商標よりは特定の観念が生じないというのが相当である。

したがって、引用商標は、「ゆう」の文字に相応して「ユウ」の称呼が生じ、特定の観念は生じないものである。

3 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標とを比較すると、両商標は、構成文字の種類及び文字数の相違から、外観上、明確に区別することができる。

また、称呼においては、本願商標からは「ハルカ」又は「ユウ」の称呼が生じ、引用商標からは「ユウ」の称呼が生じることから、「ユウ」の称呼において共通する場合があるもの、本願商標の「ハルカ」の称呼と引用商標の「ユウ」の称呼とは、明瞭に聴別することができる。

さらに、観念においては、本願商標は「おおい。はるか。ゆとりがある。」の観念が生じるのに対し、引用商標は特定の観念は生じないものであるから、両者は相給れるおそれがない。そうすると、本願商標と引用商標とは、本願商標より生じる複数の称呼の1つにおいて共通する場合があるとしても、その他の称呼において明瞭に聴別できるものであって、外観において明瞭に区別でき、観念において相給れるおそれがないものであるから、これらを総合して考察すると、両商標は、相給れるおそれのない非類似の商標といえるべきである。

4 まとめ

以上のとおり、本願の指定商品は、引用商標の指定役務と類似のものであるとしても、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、商標法第4条第1項第11号に該当しない。
したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。
その他、本願について拒絶の理由を発見しない。
よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和40(1965)年	商標登録第 665409号～第 668795号
〃 50(1975)年	商標登録第1104612号～第1108057号
〃 60(1985)年	商標登録第1743715号～第1750416号
平成7(1995)年	商標登録第2703402号～第2704700号
平成7(1995)年	商標登録第3022301号～第3028392号
平成17(2005)年	商標登録第4836647号～第4842015号
平成27(2015)年	商標登録第5738000号～第5745827号

各年の2月1日～2月28日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっております。存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。
更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができます。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和3年10月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは9月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和6年6月分	23,251	13,237
前 年 比	89%	87%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。